

発表項目	るもい地産地消推進事業の実施について
概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度から実施している、留萌管内の食材の周知と地産地消の推奨を目的とした「るもい地産地消推進事業」の取組みとして、留萌合同庁舎1階道民ホールにおいて、留萌管内の食材を使用したお弁当や特産品を販売しており、毎回多くの方にご来場いただいております。 今回は、留萌商工会議所が次のとおり出展します。 <ol style="list-style-type: none"> 日時 平成28年5月9日(月)11:00~12:30 場所 留萌合同庁舎1F道民ホール 内容 地域の食材(ミズダコ・米)を使用したたこめし弁当と特産品の販売 <p>【販売品目】</p> <p>「留萌たこめし共和国」のたこめし 450円</p> <p>※商品がなくなり次第販売終了となります。</p> <p>※販売品目は予告なく変更となる場合がございます。</p> 「留萌たこめし共和国」は留萌地域の米とミズダコにこだわった「たこめし」の考案と提供を行うことで地域の美味しい特産品をPRしています。その取組みが評価され、今年度は道内の優れた地産地消の活動を表彰する「北海道農政事務所長賞」を受賞しました。現在ハワイアンカフェアウ、寿司の三福、礼受牧場トリム、すきやき・しゃぶしゃぶの店 友禅、A-COOP るもいルピナスの5店が加盟しており、店舗毎に個性豊かな「たこめし」を販売します。
参考	<ul style="list-style-type: none"> 27年度の実施実績 <ul style="list-style-type: none"> 留萌商工会議所(販売品 たこめし、甘えびふりかけほか) 12回実施 初山別村(販売品 ふぐたこ弁当、たこしゃぶ弁当ほか) 5回実施 28年度の実施実績 <ul style="list-style-type: none"> 留萌商工会議所(販売品 たこめし) 1回実施

報道(取材)に当たってのお願い	大勢の方に来場していただきたいので、積極的な報道をお願いします。	
他のクラブとの関係	同時配布	(場所)

担当(連絡先)	留萌振興局産業振興部商工労働観光課(担当者:鈴木) TEL ダイヤルイン 0164-42-8443 内線 2428
---------	---

るもいの特産品販売します。

るもい地産地消推進事業

日時：5月9日(月) 11:00~12:30

場所：留萌合同庁舎 1階道民ホール

※商品がなくなり次第販売を終了いたします。

この販売は留萌管内の食材を広く周知し、
地産地消を推進することを目的として行います。
今回は留萌商工会議所が出展します。

るもいたこめし (450円)

るもい産のミズダコとお米にこだわった

「たこめし」を考案、提供することで、地域の美味しい
食材のPRを行う「留萌たこめし共和国」加盟5店が
各店オリジナルのたこめしを販売します！

- ・たこむす天 (ハワイアンカフェ ルアウ)
- ・たこマヨロール (寿司の三種)
- ・ピラフ風たこめし (礼受牧場トリム)
- ・たこめし弁当 (すきやき・しゃぶしゃぶの店 友禅)
- ・フライングたこぼ〜る (A-COOP ルピナス) など

※販売品目は予告なく変更となる場合があります。

問い合わせ：留萌振興局商工労働観光課 0164-42-8443 (直通)

るもい地産地消推進事業実施要領

第1 目的

近年、留萌管内では、地域で生産された食材を用いた特産品やメニュー等が開発されているが、管内においてもあまり知られていないものも多い。

このため、留萌合同庁舎内に管内の市町村等が地元の食材を用いて製造した商品及び地元で生産された農水産物の展示販売の場を設け、管内の食品や食材の周知を図ることにより、地産地消の推進に資する。

第2 対象者

事業実施対象者は、留萌管内の市町村、商工会議所、商工会及び観光協会とする。

第3 事業参加申請

- (1) 本事業に参加を希望する者は、原則として販売日の20日前までに別紙「るもい地産地消推進事業参加申請書」により留萌振興局産業振興部商工労働観光課長（以下「商工労働観光課長」という。）に申請するものとする。
- (2) 事業参加の承認は、商工労働観光課長からの通知をもって行う。

第4 販売品目

販売品目は、管内で生産された食材を用いて製造した食品及び管内で生産された農水産物（以下「食品等」という。）とし、第3の事業参加申請により商工労働観光課長に協議するものとする。

第5 販売方法

- (1) 食品等の販売は、申請者が自ら行うものとする。
- (2) 食品等の販売対象は、留萌合同庁舎に勤務する職員及び一般来庁者とする。

第6 販売場所等

- (1) 販売場所は留萌合同庁舎1階道民ホールとし、詳細な位置については、商工労働観光課長が指示する。
- (2) 販売に必要な机、椅子等の備品の使用については、あらかじめ商工労働観光課長に協議するものとする。

第7 販売日及び時間

- (1) 食品等の販売日は原則として1日とし、申請者からの事業参加申請により商工労働観光課長が調整するものとする。
- (2) 食品等の販売時間は前後30分程度の準備等の時間も含め8時45分から17時30分の間とし、事業参加申請により庁舎管理者と協議の上、商工労働観光課長が決定する。

第8 諸手続等

販売に係る食品衛生法等の届出等については、申請者が行うものとする。

第9 その他

本実施要領に定めのない事項については、商工労働観光課長及び留萌合同庁舎管理者との協議によるものとする。

附則 この要領は、平成20年 9月19日から施行する。

附則 この要領は、平成21年 5月 7日から施行する。

附則 この要領は、平成22年 4月28日から施行する。

附則 この要領は、平成27年12月21日から施行する。

<平成27年度実績>

留萌商工会議所12回、初山別村5回

日時	出展者	販売物	持込数	販売数		来場者数
4月8日	留萌商工会議所	たこめし弁当	57	57	完売	34
5月7日	留萌商工会議所	たこめし弁当	36	36	完売	40
6月8日	留萌商工会議所	たこめし弁当	74	72		49
6月23日	初山別村	ふぐたこ弁当	30	30	完売	70
		たこしゃぶ弁当	10	10	完売	
7月8日	留萌商工会議所	たこめし弁当	56	56	完売	40
8月11日	留萌商工会議所	たこめし弁当	53	53	完売	38
9月8日	留萌商工会議所	たこめし弁当	67	67	完売	40
9月29日	初山別村	ふぐたこ弁当	40	40	完売	102
		たこしゃぶ弁当	20	20	完売	
10月8日	留萌商工会議所	たこめし弁当	55	55	完売	41
11月9日	留萌商工会議所	たこめし弁当	73	58		51
11月16日	初山別村	ふぐたこ弁当	30	24		38
		たこしゃぶ弁当	10	8		
12月8日	留萌商工会議所	たこめし弁当	66	66	完売	38
1月14日	留萌商工会議所	たこめし弁当	61	55		41
1月26日	初山別村	ふぐたこ弁当	30	30	完売	43
		たこしゃぶ弁当	10	10	完売	
2月8日	留萌商工会議所	たこめし弁当	52	52	完売	37
3月8日	留萌商工会議所	たこめし弁当	62	58		38
1月26日	初山別村	ふぐたこ弁当	30	30	完売	37
		たこしゃぶ弁当	10	10	完売	
計						777

<平成28年度実績>

留萌商工会議所1回、初山別村一回

日時	出展者	販売物	持込数	販売数		来場者数
4月11日	留萌商工会議所	たこめし弁当	63	62		40
計						40